

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第2回美幌町行政改革委員会
開 催 日 時	平成27年10月9日(金) 18時30分 開会 19時50分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ会議室2
出 席 者 氏 名	委員 森委員、大津委員、小川委員、加藤委員、倉知委員、 白石委員、福田委員 町 広島総務部長、露口まちづくり主幹
欠 席 者 氏 名	池委員、志布委員、久山委員
事務局職員職氏名	伊藤政策担当主査、小澤政策担当
議 題	1 サービス制限条例について 2 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	
会 議 資 料 の 名 称	【資料】 ・第6次計画策定に当たっての見直し(案)
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
露口まちづくり主幹 広島総務部長 露口まちづくり主幹 森会長	開会 皆さん、お晩でございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。まず、最初に広島総務部長からご挨拶を申し上げますので、よろしくお願いいたします。 皆さん、お晩でございます。7月の人事異動により総務部長に発令されました広島と申します。また、本日お忙しい中、今委員会に出席いただきまして、平成24年の10月により、本町の行政改革をどのように進めていくのかということに、ご協議いただいていることに、感謝お礼を申し上げたいと思います。また、本日が今委員会の任期の最後ということで、改めてこの間の皆さんの取組に感謝申し上げたいと思います。 本日、議題の中で、サービス制限条例について、議題の中であがってくると思いますが、担当よりご説明させていただきたいと思っております。結論だけ、私の方から先に申し上げたいと思っておりますが、皆様方に、真剣に論議していただいた案件ですが、行政側として、このサービス制限条例の制定については、まだ難しいのではないかと判断をさせていただいて、今回の条例制定については、見送りたいとの結論を出させていただきました。この間、長年かけて協議していただいたと聞いております。しかし、サービス制限条例を制定させるということで、公平性の担保、収納率の向上等を含めて、サービスを制限するということをお断念するということではなくて、それぞれの補助事業の中で、要領・要綱で十分制限を果たすことができると考えています。条例制定を今回見送るということをお断念させていただきましたが、引き続き、税の公平性の確保、滞納者についての取扱いについては、引き続き、収納向上対策本部をもっていますので、その中で協議した中で、どのようなかたちで取組を進めていくのか、については、今まで協議していただいたことも含めまして、協議させていただきたいと思っておりますので、どうか委員の皆さん、長い間協議いただきましたが、残念ながら、条例制定は見送るという結論を出させていただいたことに対して、まずもお詫言申し上げたいと思っておりますし、どうかご理解いただきたいと思います。行政としても、この行政改革をどう進めていくか最少の経費で最大の効果をどうあげていくか、当然、行政、行政マンとしては、大きな課題ですので、引き続き、このために、行政一丸となって、どのようなかたちで、行政の事務事業にあたっていくことがいいのか、一丸となって進めていきたいと思っておりますので、引き続き、ご指導をお願いいたします。また、先ほど申しましたが、本日が任期の最後となりますので、長い期間の取組、あるいは真剣なご協議に際しまして、厚くお礼を申し上げます。簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。 本日は、大変ご苦労様です。 続きまして、森会長から挨拶をいただき、その後、議事進行を含めてお願いしたいと思います。森会長、挨拶を含めて、よろしくお願いいたします。 会長挨拶

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
森会長 （前項に引き続き）	座ったままで、失礼します。 お忙しい中、夜分からすみません。お集まりいただきまして、ご苦勞様です。また、昨日は台風２３号で、日の出地区が大変な水害に見舞われてしまって、心からお見舞い申し上げたいと思います。 本日は、広島部長からお話しがありましてとおり、サービス制限条例についてが主です。前回、第１回のときに、議会に上程する前にご説明いただきたいという発言がありましたが、今年度２回目の会議ですけれども、担当の方から見送りになった経緯を詳しくお聴きしながら、そこでご質問が出たら、忌憚のないご意見等をいただきたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。
露口まちづくり主幹	サービス制限条例について、経過を含めまして、本日税務の田中主幹が出席させていただいておりますので、説明を含めて、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
田中税務主幹 （概要説明）	（１）サービス制限条例について お晩でございます。税務主幹の田中と申します。よろしく願いいたします。 行政改革推進委員の皆様には、日頃より税務行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。 今日、私がこの委員会に出席させていただきましたのは、前回の委員会でサービス制限条例がどうなったのかというのを、ご質問があったということで、皆様の貴重な時間の中ではありますが、ご説明させていただく場を設けていただいたということでございます。どうぞ、よろしく願いいたします。委員の皆様には、この２年の間に、サービス制限条例等について、いろいろご意見を伺いました。そのような中で、役場内の検討委員会の中で、条例原案規則の作成までいきましたが、町税等収納向上対策本部会議委員や、法務担当より条例原案の細部について、疑義があり、さらに現在要綱等で実施しているサービス制限関係、また、サービス制限を進めるにあたり、その手法、話しは戻りますが、条例にすべきなのか等、まだ検討すべき課題があるということになりました。このようなことから、このまま条例化を長引かすことの判断で、ここは一旦原点に戻り、サービス制限の在り方等、再検討を進めていくことになりました。委員の皆様には、視察も含めてご検討していただき、ご意見をいただきましたが、このような結果になってしまったことに対して、深くお詫び申し上げたいと思います。 ただ、皆様からいただいたご意見につきましては、今後サービス制限を検討していく上で、貴重なご意見であるということとは変わらないので、引き続き皆様のご意見を含めた中で、検討していくこととしますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。
森会長（司会）	それでは、皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。
広島総務部長	さきほど、少し説明をさせていただいたのですが、滞納者等に対するサービスを制限することを否定することではなくて、条例化することによって、条例はまちの決まりごとですから、その決まりごとに沿って、

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長 （前項に引き続き）	その運用ができるかということが一つ大きな問題があります。どんなかたちで、説明させていただいたかわかりませんが、今現在、14の補助金に対してのサービスの制限をするということで、条例の中に入れたわけですが、その増減があるたびに、条例改正をしなくてはならないということが一点あります。条例の改正ですので、議会の議決をいただくなくてはならない。14の事業の中で、大きく要領要綱の中で、町税を滞納していないという要件を付けさせていただいている補助事業もたくさんあります。その中で、一つの制限を一つは条例で縛り、一つは規則で縛りというかたちが本当にいいのか、今でも要綱要領の中でも、そういった対応になる方については、この補助事業は受けませんかとか、該当者ではありませんというような制限はかけさせていただいていますので、そのことをもって、サービス制限は十分クリアできるじゃないかという思いがございます。もう一つ、大きいのは、条例を制定することにより、何か不利益を被る場合についての問題の在り方について、法制担当の方でも、十分議論させていただきました。極めて、弁護士によっては、見解が分かれていることがあります。そういった一部見解が分かれている中で、条例を制定することはいいのかということも併せて検討させていただきました。いろんなかたちで、検討させていただいた結果として、条例制定は見送ることにして、それぞれの要綱要領の中で、きちんと整理をして、制限をかけていくということで、対処できるであろうと、今回条例の制定を見送りさせていただいた。是非とも、ご理解いただきたいと思います。さきほど、田中主幹が申しましたけども、委員の皆様からいただいたご意見については、条例制定ではなくても、こういったかたちで、こういった手法を、行政の運営の中で、できるのかということ、収納向上対策本部会議を含めて、引き続き検討していくことを考えていますので、併せてご理解いただきたいと思います。行政側の一方的なご説明で申し訳ありませんが、行政の中で検討を重ねてきた最終の結論として、条例制定を見送ることになりましたので、是非とも、ご理解いただきますようお願いいたします。
森会長（司会）	今の広島部長、田中主幹の説明に対して、ご質問等がありましたら、どうぞ。
大津委員 （以下、質疑等）	主に、条例制定に対してですが、今回役場の都合で、条例制定をしないということ、私としては、非常に残念に思います。これは、将来的にゼロとしないということですか。
広島総務部長	将来的にしないということではありません。その制限のかけ方の重みを考えたときに、担保をきちんととるべきだというものについては、条例を制定しなければならないと思っています。また、条例を制定することについては、通常まちの法律でありますので、正当性も担保しなければならない。そこは検討を進めていかななくてはならないであろうと思います。 滞納者に対する対応の仕方含めて、引き続き検討させていただきたいと思っていますし、法の規程、事務の在り方含めて必要ならば、サービス制限条例を制定することも考えるということになるかと思っています。
森会長（司会）	他にどうですか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
森会長 （前項に引き続き）	そもそも３年をかけて、その前にもっと話しがあってもという気がするのですが。制定をするということで、視察したり、議論を進めてきたわけですから。
田中税務主幹	その点に関しましては、ご指摘のとおり、私の力不足も含めまして、反省しているというところですけど。いろんな部分で、私を含めた担当の方で、皆さんの意見を含めて検討させていただいて、条例の原案まで作成したのですが、確かに他のまちは運用していますけども、美幌町がやらないと至った判断は、先ほど部長から説明させていただいたとおりですので、その点に関しては申し訳ないと思っております。ご理解いただけますようお願いいたします。
広島総務部長	決して、サービス制限条例のもともとの制定趣旨を否定することではありませんので、ご理解いただきたいと思います。条例という文章形態をつくって、運用を図っていく中で、様々な問題が出てくるようでしたら、そこをきちんとクリアできる中身で制定しなくてはならないということが、最終段階にきて、いろんな角度で条例を見て、各部局で事務が行われている中で、条例制定と要綱で重複するところがあるのだとしたら、どちらかを当然整理しなければならないということになります。要綱を廃止するわけにはいきませんので、サービス制限条例を制定するのであれば、要綱にサービス制限条例を受ける事業ですと、付け加える整理が必要だろうという見解も内部協議の中で出ました。最終的には、現在進めている要綱・要領の中でも、十分制限をかけることができるのだとしたら、現在の要綱・要領の中で、行うのが一番望ましいのではないかという結論になりました。 では、そのサービス制限条例の趣旨をどうもっていくのかについては、その趣旨を要綱・要領にきちんともっていくことを検討しなければならないと思っていますし、その制限についても再度確認することが必要であろうと思います。
森会長（司会）	他にございませんか。 どうですか、大津さん。
大津委員	役場の決めたことだからね。 ３年間やってきたことだけど、役場内の仕事等、いろいろとわかって勉強になりました。
福田委員	１４項目の制限の要綱がいろいろとあるのでしょけれど、その変更したり削除したりするのは、議会にかけなくてもいいでしょ。
広島総務部長	議会の議決が必要なのは、条例だけなのです。
福田委員	要綱でもって、少しずつ細則で決めていけば、柔軟に行政側も対処できていくのだし、受ける側に対しても、その方がいいのかもしれない。 ３年間、いろいろとやりましたが、やっていけばやっていくほど、滞納者を公表するかしないかの問題になって、した方がいいという意見があっても、それによるリスクもあるし、でも、文章を作るだけでも効果があるという意見もありますけど、条例を一度制定したあとに、改訂

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
福田委員 （前項に引き続き）	するのも大変な作業がかかるのでしょし、皆さんの検討会でもいろいろとご意見あったでしょうから。 3年間やってきましたが、私としては十分納得できる結論です。
森会長（司会）	どうですか、他の方は。 本当に今考えると、そういった議論は、この委員会にもってくる前にすべきなのだね。本部まで設けて、やっていたのだから。聞けば聞くほど、美幌は条例を作らなくても良かったのではないかな。私たちが視察に行く前に、そのような議論があっても感じますね。つくったら、つくったなりの整合性があつたのであろうと思いますが。本部までつくって、議論がそこまでいかなかったのかなと。確かに、この委員会の中でも議論に出たのですよね。要綱と条例が重なるところがないのかと。なんか、いまひとつ釈然としない。何のために、お金をかけたのか。
田中税務主幹	結果的には、今条例化しないという判断に至りましたが、至るまでの経過の中で、いろんな現場を見るということは決して無駄とは思いません。
森会長	あの場合は、確か条例を制定する前提があつたのですよ。 制定したいという前提があつたはずですよ。するか、しないかではありません。しかも、ある程度煮詰まってきた、議会上程するにあたっては、説明するというので私の記憶にはあります。
田中税務主幹	それは間違いないです。
森会長	それが3月議会か、6月議会だったと思います。7月になっても出ないから、どうなったのだということで、迷っているものであったら、このような説明があつてもしかるべきではないかと。いきなり来て、「はい、やめました」というのは、ないのではないかなと私は思います。他の方は、どうですか。 何のために会議を開いてきたのか。こういう意見が出てきたので、少し待ってくださいというのもあるけど良かったはずではないかな。 議会上程するための会議だと思っていたものですから。
大津委員	そうですね。前回の委員会のときに、「こうします」と出るのかと思っていましたので。
森会長	ええ。あのときは、田中主幹の出席がなかったものですから、説明は次回開催時にということで、呼んでいただきたいということで委員から要望しました。
田中税務主幹	そのことに関しましては、本当に申し訳ございませんでした。
森会長	今の滞納状況は、どうなのですか。
田中税務主幹	滞納状況というか、収納率は少しずつではありますが、年々良くなってきております。要因としては、現年分、滞納繰越分とありますが、現年について、早期対応、個々の滞納者がいますけども、催告書等の書類

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
田中税務主幹 （前項に引き続き）	の発送、粘り強い対応ということで、税金以外の料金を含めて、収納率の向上が見受けられます。
森会長（司会）	この件に関しては、了承せざるを得ない。町が決めて、見送りますということですからね。それでは、そういうことでよろしいでしょうか。
委員一同	<異議なし>
森会長（司会）	それでは、了承したということで、そうすると、我々が続いてやるかわかりませんが、また諮ることがありましたら、この委員会でも要望して、この件は締めたと思います。いかがですか。よろしいでしょうか。
委員一同	<異議なし>
森会長（司会）	それでは、そういうことで。ご苦労様でした。そしたら、次のその他の項目ということで、お願いします。
露口まちづくり主幹	それでは、事務局の方からございますので、田中主幹については、退席させていただきます。
田中税務主幹	申し訳ございませんでした。引き続きよろしくお願いいたします。失礼します。
露口まちづくり主幹	説明をお願いします。
小澤政策担当 （概要説明）	（２）その他 本日、お手元に配布してあります資料の第６次行政改革実施計画策定にあたっての見直し案ということで、実は今年度をもって第５次実施計画の最終年となっております。本年度中に、平成２８年から３１年にかけての次期計画を立てることになっております。こちらの資料１ページから１８ページまであるのですが、７月に一度説明させていただきました計画６７項目の内容について記載しております。掲載内容に関しましては、本年５月頃に、原課に２６年度の実施結果を照会する際に併せて、第６次計画策定にあたっての項目の進捗具合の確認もお願いしました。資料の１ページ目にあるように「継続」、または、８ページ目にありますが、「削る」や「見直し」と３つの項目立てをしまして、確認いたしました。こちら「継続」となっているものに関しましては、既存の第５次計画に載っているものを引き続き継続していく。「見直し」に関しましては、第５次計画であがっているものに見直しをかけて、修正していくこととしています。そして、「削る」というものに関しましては、項目が達成・完了したということで、次期計画には、載せないこととしています。今回、次期計画策定についての素案というかたちで作らせていただきました。以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
森会長	コンビニ収納が検討になっているが。
伊藤政策担当主査	これは、もう実施されております。
小澤政策担当	コンビニ収納以外ということで、クレジット収納等ですね。利用者の利便性を考えてということですが、もちろん、手数料もかかってきますので、その辺を踏まえた検討になるかと思います。
伊藤政策担当主査	この表の補足説明ですが、今「継続」、「見直し」、「削る」の3つの種別に分かれさせていただきまして、右の欄に理由ということで、振り分けた内容について、簡単に記載させていただいております。今会長の方で出た意見の内容も、収納以外の納付方法も引き続き検討が必要ということで、「継続」の項目としていかしていこうと。
森会長	「継続」の項目はわかるが、「削る」、「見直し」というのは、少し説明をいただいた方がいいかと思います。見ただけでは、わかりません。
伊藤政策担当主査 (概要説明)	それでは、私の方で順を追って、説明したいと思います。 「削る」というのは、先ほど小澤が申したとおり、この計画の期間内で項目を達成されたということが主な理由となっております。1ページの「No.2 事務事業のマニュアル化」についても、平成27年度をもって、目途をつけるということで、目標を達成させるということで、次期計画には載せないために「削る」となっております。続きまして、2ページ目の「No.7 小中学校の適正配置」ですが、こちらも福豊小学校の統廃合がありましたので、これをもって完了として「削る」ということになっております。ページ進みまして、5ページの「No.19 寄附金制度の拡充」ですが、今年度ふるさと寄附金でポイント制度を採用しまして、謝礼品の品数を増やしまして、実際の寄附金額も増加傾向にあるということで、達成されたと捉え、「削る」としてしております。次は、7ページの「No.25 債権管理条例の制定について」ですが、こちらは条例の制定が済みしましたので、これについては継続する必要がないということでもあります。続いて、見直しというのも、8ページ目からあるのですが、基本的な改善項目の中のもの、引き続き継続することには変わりありませんが、例えば、9ページの「No.32 給付サービスの見直し」については、もともとの現状と課題の中で「社会情勢に合せた見直しが必要」ということで、何の給付サービスの見直しを図るのかということ、再度検討する上で、細部をもう少し検討することが必要ということで、この辺の内容を次期計画に載せられたと、単純な「継続」ではなく、「見直し」としてしております。「見直し」の基本的な考え方は、そういったところで設定しております。続きまして、10ページの「No.36 国民健康保険事業の見直し」に関しては、今のところ、平成30年度から北海道の方に運営が移行されるということで、詳細は不明と原課から回答をいただいております。運営母体が変わるのでしたら、まちとして、計画に載せないということになりますので、「削る」ということで考えております。 次に、11ページの「No.40 会議運営の見直し」、「No.41 職員連絡体制の強化」です。こちらの方も、すでに制度設計が済みしましたので、目標を達成したということで、項目から削らせていただきます。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
伊藤政策担当主査 (前項に引き続き)	14ページの「No.53 暴力団の排除の推進に関する条例の制定」、「No.54 地域サポーター制度の見直し」であります。No.53は、暴力団廃止条例で、こちらでも制定しましたので、計画から除かせていただきます。No.54については、今年度制度の見直しを図りましたことから、達成したということで、この項目から削らせていただきます。 15ページに移ります。No.56からNo.58まで削るのですが、それぞれが目標を達成したということで、実施済となり、今後の計画からは外させていただきます。 16ページに掲載している全ての項目ですが、先ほどと同様に制度が確立されましたので、削らせていただきます。この中の「No.61 簡易アンケートの導入」に関しては、実際に実施した結果に基づき、効果が低いものをそのまま継続させる必要があるのかということで、こちらは「削る」ということにさせていただいております。「No.62 美英福祉寮の管理運営」については、前回の会議の中で廃止ということで説明させていただきましたので、こちらでも「削る」としてしています。 最後に、17ページの「No.63 労働会館・地域振興センターの管理運営業務」について、労働会館はすでに解体しまして、その敷地に関しても、処分がもう決まっています、残る地域振興センターなんですけれども、こちらは指定管理者の検討も行っていました、相手先が見つからず、実際に指定管理者の導入は難しいとの判断、また施設の老朽化に伴い、この施設の利用形態について、検討しなくてはならないということで、管理運営業務に関しては、行政改革の議題としないということになり、項目から削ります。「No.65 浄水場の及び加圧ポンプの維持管理運営」については、取組内容が実施されましたので、「削る」としてしています。 以上が、第5次計画の中で掲載していた項目で削除する項目となります。
森会長（司会） (以下、質疑等)	これに関して、何かご質問等ございませんか。 「No.62 美英福祉寮の管理運営」について、平成26年度を目標に民間事業所による同等施設の開設運営を達成したわけではないような気がしますけれども。 廃止になったのはわかるけれども。開設運営を推進されたわけではないですね。
広島総務部長	美英福祉寮は廃止させていただきました。同じような施設の民間事業者による施設運営がされていますので。
森会長	いないから、やめたということですか。
広島総務部長	取組内容が、民間事業所による同等施設の開設運営を推進しますということになっているので、目標としていたのは、美英福祉寮の廃止ではなくて、代替りの施設を民間ベースで開設しようということで、廃止したから、削るというよりも、新たに項目をおこす方がいいような感じがします。
森会長	これだと推進するのをやめたかのような気がする。ちょっとおかしいと思う。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
伊藤政策担当主査	ここの項目について、中身を読むと、老朽化した美英福祉寮をどうするか、継続運営は困難。施設を維持管理する在り方も検討していくということで、実際に管理運営するもの自体がなくなったということで、削っていくしかないと思っています。先ほど、部長が申したとおり、民間を入れるということは、別な項目を新たに立てるとというのが、一番いいのではないかと思います。
森会長	同等施設の開設運営を推進するというのだから、削るというのは、民間事業者に対する働きかけをやめてしまうのではと思ってしまう。 どうなのでしょう。
伊藤政策担当主査	これからの第6次計画は、この他に新規追加もあります。このようなご意見を踏まえて、担当原課にも諮りまして、こういった部分も修正、またはリニューアルしたかたちで策定していきたいと思っています。
森会長	そうすると、「削る」ではなくて、「見直し」ではないかな。
伊藤政策担当主査	この既存計画の取組内容に基づいて、検討させていただきたいと思います。
広島総務部長	ただ、項目は「美英福祉寮の管理運営」となっておりますので、そのことだけを考えれば、廃止をさせていただいたので、「削る」というかたちにですね。 取組内容でいけば、同等施設の開設運営ですから、新たに項目をおこすことが適切なのかなと思います。
森会長	そうですね。第6次計画の方に載せていただきたいと思います。
大津委員	14ページの地域サポーター制度について、「削る」とありますが、私は精度をあげていった方がいいと思うのですが。どうも、「削る」というのが引っ掛かります。
森会長（司会）	事務局、いかがですか。
露口まちづくり主幹	通常、見直しがあれば図っていく。当然、大なり、小なりの部分はやっていきますが、このサポーター制度の見直しについては、職員の異動に伴うものではなく、自治会を固定化するといった見直しが大きな柱でした。その部分を27年度実施しましたので、「削る」としております。 「削る」からといって、この制度がなくなるわけではありませんので、通常の業務の見直しは継続して行っていきます。そうした部分は、他の事業も同様であります。一般的な改善事項でありますので、改めて項目にあげるということはしません。決して、これで終わりということではありませんので、ご理解いただければと思います。
大津委員	取組内容に、行政とのパイプ役となるよう地域活動を推進しますとありますからね。それとも、サポーター制度の代わりになるようなものをつくるのかな。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
露口まちづくり主幹	そうではございません。今あるサポーター制度、職員と自治会とが密になる関係を常時醸し出していきながら、お互いに円滑に解決できるようにしていくことであります。
大津委員	ということは、継続ということですね。
露口まちづくり主幹	制度自体は継続ではあります。
森会長	最初のときは、どなたがサポーターかわかったが、今は、全然わからない。周知徹底ができていないから、項目から外すということは、やめるというふうに見えてしまう。検討してみてもいいですか。
露口まちづくり主幹	何度も言うようになってくるわけではありません。毎年、制度の見直しを図っていきますが、改めて、ここに項目出しをする必要はないという判断で、「削る」ということにしています。
広島総務部長	こういう発言もおかしいと思いますが、例えば、地域サポーター制度の現状と課題の中で有効な活用がされていないと捉えたとき、取組内容としては地域活動に対して、地域サポーター制度の職員が有効に活用されるようにきちんと改善を図っていく。という、行政改革の取組であれば、平成27年度に制度の見直しをしたというが、これは一つの過程であって、本来の改善が図れているのかとなったときには、継続として残しておくことが正しいと思います。 まだ、これは素案の段階なので、「削る」ということがいいのか、あるいは継続がいいのか。
加藤委員	私がこれを見たときに感じたのですが、されていませんということは、6次計画には載せられないですね。
広島総務部長	そういう内容ではありません。ですから、「削る」というよりは、「継続」というのが正しいのだと思います。
福田委員	「No.19 寄附金制度の拡充」についてですが、27年度について、制度の見直しをしたということですが、先ほどのように、制度自体がなくなるわけではないので、寄附金制度も継続していくのですよね。
森会長（司会）	
露口まちづくり主幹	はい、続けて運用はしていきます。
福田委員	「No.7 小中学校の適正配置」は、福豊小学校だけが議題だったのですね。これが終わったからということで、あとの学校の通学路を変更したり、統廃合することはないのですね。
広島総務部長	将来的な人口減少を見据えたときに、児童数が減少してくるのは目に見えているということで、28年度から31年度にそのような現象が起きるかという、31年度までには、そのような現象は起きないだろうということです。32年度以降の計画の中では、そのような項目が新たに出てくる可能性はあると思います。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長 （前項に引き続き）	今の推移からいくと、次期計画の４年間では出てこないであろうと思います。
森会長	おっしゃるとおり、町民アンケートにも２小学校にと案が出ていましたね。
広島総務部長	当然、行政として検討していく課題だと思っています。
森会長	そうですね。３１年度までに、それが出てくるかということですね。人口推計からいったら、ないと思いますが。
福田委員	中身とは関係ありませんが、１５ページの「No.56 ホームページのリニューアル」で、偶々今回の災害のことで、私のところに安心メールが自動的に来るように手続きしていなかったのですが、ホームページは毎日見ていますけども、そのメールをもらうために、空メールを送ってくださいとの項目があって、空メールをクリックしたら、数分後に受ける項目が２つあるのですが、どちらを選ぶかというメールがくることになっていますが、全然返信がないですね。網走市や北見市の安心メールは、届くようにしているのですが。ホームページに載っている項目だけじゃないかと思いますが、あれだけですか。発令されましたとか、開設されましたとか。
露口まちづくり主幹	今回は、気象情報の警報ですとか、注意報の発令のときに出ていました。冠水等の情報メールはなかったかと思います。
福田委員	そういえば、ホームページはリニューアルということで、削除になっていましたね。今年、いつ頃完了するのですか。もう、新しいホームページになりましたか。
伊藤政策担当主査	只今、委託をかけて実施をしております。 先ほどのことに関して繋がりますが、ホームページもリニューアルして終わりではなくて、当然改善は続くのですよ。しかし、どこかにゴール地点を設けないと、ずっと検討、検討、やっています、やっていますとなれば、計画自体の数が増えてしまうだけとなってしまいます。今後は、具体化することに方向を向けて、取り組んでいきたいと考えており、誰が見ても、明確に何をやるのかということをはっきりとしたいと思っています。ですので、計画期間内にこのようにやるぞというものが終われば、項目から除いて、新たなものを考えていくサイクルを作っていきたいと思っています。
福田委員	びほーる等の行事日程は、活字でありますけど、そこをクリックしても詳細は出てきませんもんね、美幌は。その辺が変わってくれるといいなと思います。 町内の人はいいいですけども、町外の人がそれを見たときには、良くないと思います。宿泊場所や温泉だったり、調べるのに一苦労する。
加藤委員	役場の担当も人が替わったら、絵や色彩が変わりますもんね。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長	そうですね。当然、センス等含めて、どこでどの方がということで変わってきますよね。
加藤委員	消費者協会の生活展を見たのですが、可愛い絵が載っていたものだから。
森会長（司会）	その他、ありませんか。
広島総務部長	「削る」、「継続」の定義を含めまして、これは全く素案の段階なので、いろいろと原課に確認したりとか、新規のものもあるかと思いたいで、それらを含めてもう一度この委員会に提示、協議させていただきたいと思っています。
森会長（司会）	ということで、まだ素案ですから、もう一回ご意見をいただいたりということで、次期委員の中で検討させていただくとのことですか。他、ありませんか。
広島総務部長	28年度からの総合計画を策定していますが、それとの整合性もあって、変わってくる部分もあるかと思いたいで、その辺も含めて、修正したものをお示しさせていただければと思います。
福田委員	すみません、ちょっとお聞きします。「No.20 使用料・手数料の見直し」について、消費税増税が延びたことにより、計画よりも見直しが2年程延びたわけですが、前回の見直しはいつだったのですか。公共料金の改定です。
伊藤政策担当主査	前回は、平成24年度です。
福田委員	4～5年以内のものなのですか。
広島総務部長	基本的には、4年に一回です。
福田委員	そしたら、来年には。
広島総務部長	消費税の増税時に、見直しをさせていただくということにさせていただいています。
福田委員	増税が先延ばしになりましたが、計画どおりに実施するのですか。
広島総務部長	いいえ、国の増税時に合わせてということになります。
福田委員	更に延びた場合はどうするのですか。
広島総務部長	ただ延び延びになって、年数が空くと、使用料の改定というのは、コストに対して使用料が正しいのかということをして4年に一回やることになっていますので。4年を経過して、28年度以降になるのであれば、28年度に見直しをするかもしれませんが、まだその辺は決まっています。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長 （前項に引き続き）	あまりにも流動的であれば、消費税１０％の導入が、４年毎の見直しサイクルに合わせて、見直しを行うこともあります。
森会長	これは、一応継続となっていますので。
広島総務部長	国の動向に関わってくるものです。
森会長（司会）	よろしいでしょうか。 それではないようでしたら、これで閉会にしたいと思いますが、ご意見等ございませんか。
伊藤政策担当主査	今日で任期満了となりますけど、継続の意思を確認できている部分もありまして、次回の新しい委嘱も含めて、日にちの方を改めて設定させていただきたいと思います。新体制の第一回目の行政改革推進委員会を１１月に設けて、すぐに第６次計画の策定もありますので、１１月の第２週目あたりにと考えています。
福田委員	一ついいですか。マイナンバー制度のことで出前講座を頼まれている地区はありますか。
広島総務部長	地区ではなく、何かの協議会等でやっているものはありますけども。
福田委員	町独自で作っている資料はないのですね。
伊藤政策担当主査	ええ。一度、広報には特集を組ませていただきましたが、あと、国からのパンフレットはあります。
森会長（司会）	いいですか。本日は、これで閉会させていただきますが、新しい委員会が来月ということで。お知らせがくるのでしょ。
伊藤政策担当主査	はい。こちらから、文書を送らせていただきます。
森会長（司会）	それでは、今日は、これで閉会させていただきます。 本日は、ご苦勞様でした。
一同	ありがとうございました。